

(2) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

～二つの関係性を考える～



「合理的配慮」の提供とともに、大切になるのが「基礎的環境整備」です。

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、次のように述べています。

(a) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係性

○ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれに行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

(b) 「基礎的環境整備」について

○ 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

(c) 報告の中で「基礎的環境整備」として示されている項目

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

「多様な学びの場」については、「第Ⅰ章2 多様な学びの場」、「専門性のある指導体制」については、それぞれの立場での役割を「第Ⅱ章2 全校的な教育支援体制の確立のために」をご覧ください。



参考：平成27年2月発行「福島県養護教育センターだより第3号」

(d) 身近な例から考える「合理的配慮」と「基礎的環境整備」



障がいにより、「書く」ことが困難な〇〇君の例（小学校）

A市の小学校に通った場合

〇〇君のための合理的配慮



【合理的配慮例】

- ・筆記の代替でパソコンにより記述できる環境を整える。

基礎的環境整備

A市の小学校の特徴

- ② 専門性のある指導体制の確保
 - ・ICTによる支援に詳しい人材がいる。
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実が図られている。
- ④ 教材の確保
 - ・パソコン等のICTが充実している。
 等

*丸数字は、(c)で示した基礎的環境整備の丸数字と対応します。右も同様。

同じ児童であっても、各校の「基礎的環境整備」によって、「合理的配慮」の提供内容が違います。

「基礎的環境整備」が土台です！

B市の小学校に通った場合

〇〇君のための合理的配慮



【合理的配慮例】

- ・黒板をカメラで撮り、それを印刷してノートに綴じることができるようにする。
- ・学習内容を理解しているかどうか教師が口頭で確かめるようにする。

基礎的環境整備

B市の小学校の特徴

- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
 - ・通常の学級内において、T・T等の活用ができる。
 等

市町村の財政状況や学校の校内支援体制等によって「基礎的環境整備」の状況が違います。

進級、進学、転校等・・・状況に応じて、柔軟な見直しが必要です。

参考：「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告における参考資料4 合理的配慮と基礎的環境整備の関係性」
文部科学省：(H24.2)